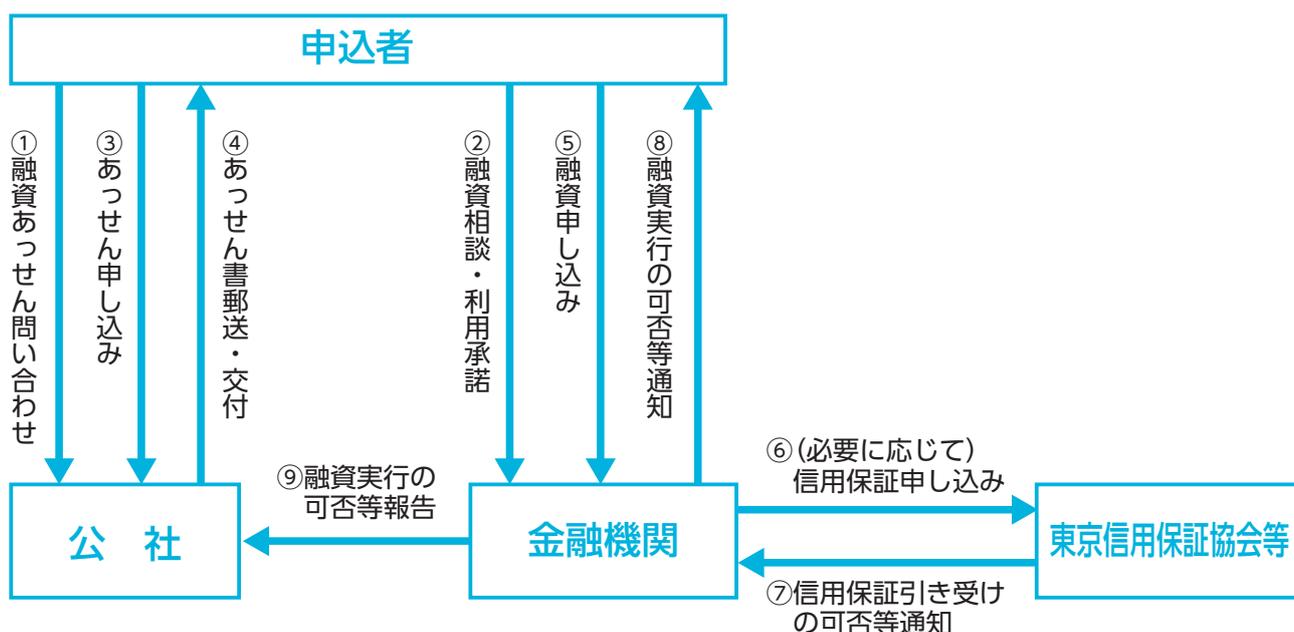


申込から融資までの流れ（創業支援資金は 11 頁参照）



- ① 融資あっせんについてご相談がある場合は、公社にお問い合わせください。
- ② 世田谷区中小企業融資あっせん制度を取り扱う金融機関に、融資あっせんの相談をして利用の承諾を得てください。
- ③ 融資あっせん申込書（公社ホームページ「<https://www.setagaya-icl.or.jp/>」よりダウンロード可）および、必要な書類等（7～9頁参照）をそろえ、郵送または金融機関代行申請でご提出ください。
※代行申請については、各金融機関にご確認ください。
※事業転換多角化資金および創業支援資金は、代行申請による受付はできません。
金融機関に融資のご相談をいただくと共に、申込者より公社相談員との面談予約をお願いします。（11頁参照）
- ④ 後日、あっせん書を郵送または交付します。
- ⑤ 郵送申請の場合は、あっせん書の有効期限内（発行日翌月の同日まで）に、承諾を取った金融機関へあっせん書をご提出ください。
- ⑥ 金融機関は申込者の融資審査を行い、必要に応じて東京信用保証協会、または一部制度では、東京都農業信用基金協会へ信用保証を依頼します。
- ⑦ 東京信用保証協会等の審査により、信用保証引き受けの可否等を金融機関に通知します。
- ⑧ 金融機関は融資実行の可否等を決定し、申込者に通知します。
- ⑨ 金融機関は公社に融資実行の可否等を報告します。

注意：審査の結果、ご希望の金額・返済期間等にならない事があります。

『郵送申請について』

代行申請の取扱いがない金融機関をご利用の場合は、郵送で申請を受け付けます。金融機関へ融資相談後、必要書類をそろえてご郵送ください。その際、返信用封筒（角型2号、返信先宛名を明記、切手不要）の同封をお願いします。

〈郵送先〉

〒154-0004
東京都世田谷区太子堂 2-16-7 世田谷産業プラザ 4階
公益財団法人 世田谷区産業振興公社 経営支援係